

信州大学繊維学部及び工学部と小諸市との産学官連携協定確認書

信州大学繊維学部及び工学部と小諸市は、平成 19 年 5 月 17 日に締結した産学官連携協定書第 4 条の規定により次のとおり確認する。

(有効期間)

三者の合意により令和 4 年 5 月 17 日に延長した連携期間を、令和 7 年 5 月 17 日から更に 3 年間延長する。

この確認書について疑義が生じたとき又はこの確認書に定めのない事項について必要があるときは、三者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、それぞれ記名押印の上、信州大学繊維学部及び工学部、小諸市が各 1 通を保管するものとする。

令和 7 年 5 月 17 日

信州大学繊維学部長

小 諸 市 長

信州大学工学部長

村上



小 諸 市 長



香山 瑞



信州大学繊維学部及び工学部と小諸市との産学官連携協定書

信州大学繊維学部及び工学部と小諸市（以下「三者」という。）は、相互の連携・協力により地域経済活性化のため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三者が連携・協力のもと、工業振興と産業の発展及び人材育成において寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 三者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）小諸市の産業振興に関すること。
- （2）産業人材の育成に関すること。
- （3）環境技術に関すること。
- （4）まちづくりに関すること。
- （5）信州大学産学官連携拠点の設置に関すること。
- （6）その他三者が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、三者で構成する連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、平成19年5月17日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、三者の合意により更新することができる。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、三者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上信州大学繊維学部及び工学部、小諸市が各1通を保管するものとする。

平成19年5月17日

信州大学繊維学部長

小 諸 市 長

信州大学工学部長

利博 印

芹澤勤 印

山沢清人 印